

# 近代日本の教育における宗教の意義 に関する覚え書——戦前を中心に——

鈴木 美南子

近代日本の教育における宗教の意義というテーマで、私なりの見方を報告させていただくにあたって、なぜこのようなテーマに関心をもつかを少し述べさせていただきますと、そこには次のような問題意識があります。

近代日本の教育には、人間についての宗教的洞察と不可分の、深い人間教育理念ともいうべきものが欠けているのではないか、それは単に、表面的、技術的な教育に終始しているのではないか、という疑問です。宗教と教育は、制度上は別に考えなければならないとしても、人間形成のあり方をめぐつて、必然的に密接なかかわりをもつはずであり、宗教の指示示す人間理解が、教育にすぐれた基礎づけをあたえているケースを、欧米の教育思想などにも多く見ることができます。近代日本においても、個々の教育家、教育思想家を例にとると、その教育理念が、実は宗教的な洞察によつて動機づけられているケースを、少なからず見ることができます。しかし、一たん目を実際教育に転じてみると、一般の学校教育は、そのような哲学的、宗教的基礎づけにほとんど欠けていて、極めて、現世的、即物的な人間教育が、教育としてまかり通っている、という印象をもたざるをえません。そこで、近代日本の

教育における宗教の意義というテーマで、ここで考えてみたいのは、そのような教育の伝統、性格というべきものが、どのようにして定着したのか、その打開は可能なのか、とすれば、そこにはどのような問題が生じてくるかということを、歴史の歩みに照して考えてみたいと思います。また、近代日本の教育を、教育そのものの領域の中で問題にするだけでなく、宗教との関係という角度から照してみるとことによつて、違つた問題性や特質もみえてくるのではないか、と思います。

そこで以下において、近代日本の歴史の中で、教育と宗教の関係がどういう構造になつてゐるか、明治初年からの主要な局面について考察し、そこにどのような問題が内在しているかを考えてみたいと思います。

明治のごく初年には、神道国教化政策がとられ、復古主義の教育が、国民意識統一のために実施されました。しかし、それも数年で、政策は転換され、積極的な西欧化による、近代主義の教育政策が行なわれることになりました。すなわち、明治五年九月に「学制」が布かれ、近代学校制度が発足しました。

ところで、この時点での教育と宗教の関係は、といふと、德育はもっぱら修身によるとして、学校教育から宗教を除外しています。これは、すでに、公立学校から宗派教育を除く傾向にあつたアメリカのケースにならつて定められたと思われるのですが、その他にも、日本の近代教育が、当初から無宗教的にならざるをえなかつた、いくつかの理由が考えられると思います。

その一つは、日本の近代公教育には、始めから、宗教側から主張される強い宗教的人間教育の要請に欠けていた、ということです。近世末期までに、仏教、キリスト教などの宗教勢力は、全く批判精神を失い、完全に体制内のものとして、本来の超歴史的機能を失つていましたから、新しい近代的人間形成理念に思想的基礎づけを与えるよ

## 近代日本の教育における宗教の意義に関する覚え書

うな生命、活力は保持していなかつたと思います。合理的な儒教支配のもとで、宗教は、社会的に低い地位に位置づけられ、軽視されていましたから、その秩序が崩壊したあと、近代公教育が発足する段階でも、最初から、そうした宗教的価値が無視されたとしても、不思議はなかつたわけです。

第二に、これと関連して、維新以後の近代化政策の特質があげられます。これは基本的に、物質科学優先の歩みでありましたから、近代教育もまた、精神的価値を二の次にした、科学的知識優先の教育がありました。ここに、近世以降の合理主義的な儒教思想と、維新以後の近代主義思想との、メンタリティにおける連続性を見ることができます。この二つは、非宗教性、世俗性、合理主義、現実主義において連続しているといえます。近代主義における無宗教性は、その代表的思想家、福沢諭吉に典型的にみられます。

第三に、教育における宗教的価値が無視された理由として、皇室を中心とする民族意識の統一と昂揚という、当時の第一義的な国民課題をあげなければなりません。維新直後の、国学的なファナナティシズムはしりぞけられ、洋学の採用による近代化政策が推進されるようになつても、その底辺には、常に、皇室を中心とする国民意識の統一が、最重要課題として強く支配しておりました。そのような、一種のイデオロギー的要請が、学校教育における自由な宗教的人間形成に、間接的にブレーキをかけていた、と推察できます。文明開化政策のもとですから、もちろん、強力な国体論のイデオロギー教育は表面化していないのですが、やはり、国民教育一般は、自由主義的な宗教と結びつくどころではなく、その全体の方向は、国民意識の天皇への帰一、国家の独立、発展という方向にあたつたといえます。この時期、天皇制構造は、教育の中でも、まだ不明瞭なのですが、明治十二年以降、次第に国民教育の基本方針として、明確化されてゆくことはいうまでもありません。

第四に、学校制度発足当時からみられる無宗教性ということには、キリスト教の流入、それに伴う外国勢力の増大という新事態が、複雑にからんでいるように思われます。明治六年二月二十四日、海外の圧力により、政府は不本意ながら切支丹禁制の高札を撤去したのですが、それに伴い、学校教育制度にある変化がみられます。高札撤去に続く三月十三日、文部省は、布達第二十七号によつて、神官僧侶に、社寺内における中小学校の開設を促します。そして五日後、「学制」への追加として、「学制二編」を頒布し、その中に「神官僧侶学校ノ事」を定め、学制に初めて宗教教育の規定が登場しました。それによると、神官僧侶が大中小学科の教員免状をもつて、神社、寺院において普通教育を施すとき、神道なり仏教なりの教旨の講説は、一週四日間のうち二時間をこれにあててもよく、学科時間外なら、特別の制限はしないとしています。また、普通学校も、これと同様のしかたで、神官や僧侶を呼んで教旨を聴聞してよいとされ、むろん、宗教のためにのみ設けられた学校には、何等の制限も与えていません。このように、学制にことさら神官僧侶学校のことを加え、その宗教教育を優遇したことは、高札撤去に際して、キリスト教に対する神道、仏教教育を奨励したものであります。

ところが二ヶ月後の五月十四日には、文部省布達第七十一号を以て、優遇されていた神道、仏教教育に制限が加えられることになります。教旨の講説は学科時間外でなければならぬこと、宗教のためにのみ設けられた学校に出席しても、それは不就学と見なされること、神官僧侶が学校を開く場合、地方官に願い出なければならぬこと、宗教のためにのみ設けられた学校には官の扶助金を配当しないことなどです。このように一時優遇した神官僧侶学校に、制限が加えられるようになつたのは、キリスト教を黙認したとはいえ、宣教師の教育活動などには、依然として厳しい制限を加えていたことから、その差別待遇に諸外国から批判をうけ、やがて始められる条約改正交渉の

ためにも、政府は外交上の配慮から、神官僧侶学校だけの優遇措置を、改めていつたものと考えられます。

六月十四日、キリスト教の宣教師を学校教師として雇入れてはならないという、文部省布達第八十七号が出されたのにつづいて、二ヶ月後の八月二十八日には、神官僧侶を中心とする教導職にも、学校教師を兼任することを禁止しています。そして、ついに九月十五日には、文部省布達第百二十二号によつて、学制に追加されていた、神官僧侶の学校に関する規定を一切削除してしまい、宗教教育に関しては何らの規定もない、もとの学制にもどつています。

このように、キリスト教の解禁に伴つて、半年の間、明らかに宗教教育に関する方針は動搖しています。先にも述べましたように、この時期は、開化政策をとっているとはいえ、国民意識の統一、国家の独立は、最重要課題でありましたから、外国思想、外国勢力の必要以上の増大は、これから近代的国民国家として出発する日本の存立、アイデンティティを危うくするものと考えられ、キリスト教の発展、外国勢力の増大には敏感にならざるをえなかつたわけです。しかし、外交関係上、キリスト教の布教は黙認せざるをえなかつたし、洋学の攝取によつて文明開化をいそいでいた明治國家としても、多分にキリスト教宣教師の力に依存しなければならない所もあつて、その後も、学校教育と宗教との関係を、必ずしも明確にするにいたつております。しかし、以上のことから、近代日本における宗教教育には、キリスト教勢力との関係が、一つの重要な決定要素になつてゐるといふことができます。

ところで、宗教教育については特に規定せず、あいまいなままでしてゐた学校教育も、明治十二年ごろから、少しずつ様相がかわってきます。すなわち、開明的な欧化政策にかわつて、天皇制的な国民教育方針を明確にすべきであるとの主張が出てきます。これが確定されたのが、いうまでもなく、明治二十三年の教育勅語です。この渙発

によつて、宗教教育については制度的にいわば中立であつた学校教育に大きな乱れと、一定の方向づけが生じます。つまり、国体論といつ一つの国教——イデオロギーが、学校教育の基本に据えられ、必然的に他の宗教との摩擦を起すことになります。学校教育における宗教教育をめぐつて、はじめて生じた論争が、明治二十四年以降、数年間にわたつて続いた、有名な「教育と宗教の衝突」論争です。これは、申すまでもなく、キリスト教と、神道、仏教、国家主義者との論争であります。しかし、いいかえれば、キリスト教的宗教教育と、神道、仏教など伝統的宗教勢力を含む、天皇制教育との相剋といえます。そして、この衝突と論争の結果は、国家主義と伝統勢力の勝利に終わつたわけですが、このことは、キリスト教的宗教教育の抵抗をふり切つて、学校教育に天皇制教育という一種の擬似宗教的教育が、その地位を獲得してゆくことを示しています。

このような方針が確立するのも、明治十年代までは、近代国家の基礎をつくるために、物質的にも思想的にも西欧近代の產物を求めざるをえなかつた日本が、二十年代になると、物的・精神的に相対的自立性を確保するようになるからです。すなわち天皇制国家体制を整え、国民教育の基本に教育勅語を据え、そして資本主義を拡大発展させてゆくという、路線が軌道にのつてきます。

明治三十二年には、有名な文部省訓令第十二号によつて、官公私立を問わず、普通の学科課程をもつ学校は、課程外であつても宗教教育を施してはならないという、所謂、宗教教育禁止令がされました。正式には、「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス 依テ官公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」というものであります。この訓令の趣旨は、「教育と宗教の衝突」論争の過程で明らかになつたもの、すなわち、学校教育における教育勅語の絶対化と

## 近代日本の教育における宗教の意義に関する覚え書

いう既成事実を、逆にそれ以外の宗教を学校から排除するというかたちで、より明確にしたものといえます。

すでに多くの研究が示しているように、訓令第十二号によつて、公私を含めた公教育における宗教教育を禁止したのは、実は改正条約の実施によつて、外国人の内地雑居が可能になり、いよいよ外国人立のキリスト教学校が増加することを懸念したというのが、直接の理由がありました。このように明治二十年代には、学校教育の基本に、天皇制思想が確固として据えられ、一方、キリスト教による教育は、極力排除されるというパターンができあがつたといえます。もちろん、このあたりを受けて、他の宗教による教育にも制限が加わりました。この時期の、教育勅語の渙発に伴う「教育と宗教の衝突」論争や、三十二年の文部省訓令第十二号の意味については、もつとくわしく言及しなければならないのですが、これらについては従来、比較的多くの研究がなされており、その意味や評価についてでは、だいたい今述べたようなところに定着していると思われますので、これ以上とりあげないことにし、むしろ、その後における宗教と教育の関係の変化に注目してみたいと思います。

神道、仏教などの伝統的宗教勢力を従えた天皇制教育の確立と、これによつて疎外されたキリスト教教育というこれまでのパターンに、明らかな変化が生じはじめるのは、明治三十年代後半です。そこには大きくいつて二つの理由があります。一つは、宗教界自身の近代宗教としての自覚と発展、もう一つは、天皇制国家それ自体の変化、すなわちこれまでの宗教と教育の関係をとりまく、客観的条件が変化してくるのです。

第一の宗教界の自覚と発展について述べると、これは近代日本の宗教史においても顕著な傾向といえますが、明治三十年代になると、宗教界に明らかに活発な動きがみられるようになります。キリスト教界も衝突論争による打撃や新神学による動搖から立直つて、三十年代には、これまでのような社会的、教育的方面というより、宣教、教

会形成、神学形成といった宗教独自の領域に向つて発展するのですが、特にこの時期に著しいのは仏教界の躍進といえます。仏教は從来、神道と習合した伝統をもつていましたから、維新直後の神仏分離では大きな打撃をうけ、また、神道国教化政策が解除された後でも、天皇制による新しい国家秩序のもとに、神道に従属するかたちでランクづけされ、不遇の地位におかれていったといえます。そこに、西洋文明とともにキリスト教が激しいきおいで流入してきましたから、永い神仏習合の伝統に立つて、新来のキリスト教を攻撃したわけです。明治二十年代において仏教界は、このような形で復権を試みようとしたわけですが、実は、仏教には、天皇制イデオロギーとは最終的に一致しない、普遍宗教としての要素がありますから、國家神道、及び新文化として入つてくるキリスト教との間にあつて、微妙な位置に立たせられていたといえます。こうした微妙な社会的位置の中から、やがて、仏教は、伝統的な神道との習合関係をたち切つて、近代的な普遍宗教として自立してゆきます。そのような仏教近代化の過程は、個々の仏教者のケースとしては早い時期からみられるのですが、仏教界の顕著な傾向とてあらわれるのは、明治三十年代以降といえます。清沢満之の精神主義運動に代表的にみられるように、伝統的な共同体意識と密着した仏教が、プロテスタンティズムのような、近代人の個的実存、自由を支える宗教として、明治以後の不遇の中で脱皮し、三十年代に近代宗教として躍進するにいたるのです。

このように宗教界が、共同体意識の中で、伝統的保守勢力として、国家に従属的な地位にとどまっていたところから抜け出し、宗教としての自覚にめざめ、その普遍的真理性を主張して、都市住民を中心とする、近代的個人の自律性を基礎づけるものとして成長してくると、当然、政府や一般識者の、宗教に対する認識や対応も変ってきます。しかも、明治三十年代には、資本主義による急速な物的近代化も一応達成され、むしろこの偏よった近代化が

もたらした、精神面のひずみが自覚されるようになつて、近代化の過程で疎外されていた仏教、宗教思想は、一層注目されるようになります。

ここで、明治二十年代にできあがつた宗教と教育の関係のパターンがゆらいでゆく、第二のファクターとしての、明治国家自体の変質について述べなければなりません。

日本も二十世紀に入ると、急速な資本主義の成長政策によつて、帝国主義段階にまで発展します。ということは、明治三十年代後半の時期になると、急速な物的近代化によるさまざまのひずみもあらわになつてきますし、一応、富国強兵の目的を達したことにより、ここで一たん立ちどまつて、今まで切りすててきた精神面の近代化への反省もでてきます。すなわち思想の自由化の傾向があらわれてきます。そのような意味で、日露戦争後の状況は、天皇制国家の一つの転換期であつたといえます。

このような客観条件の変化の中で、宗教と教育の関係をみると、明治二十年代に確立されたパターンが、日露戦争後、明治末期にいたつて、少しずつ変容してゆくのをみることができます。「衝突論争」や訓令十二号以来、教育と宗教を結びつけて説くことは、いわばタブーであつたのですが、この頃になると、例えは沢柳政太郎や谷本富といった、いわば体制内的な教育界の指導者から、教育と宗教の結合を示唆する発言がでてきます。これは、宗教界の自立的発展を背景として、これを重要視した発言であると同時に、明治国家が、一応の国家目標を達成した段階で、非国家的な宗教思想の存在意義も認めようという、幾分とも自由主義的な傾向が、あらわれ始めたことを示しています。

明治四十五年、明治も最後の年の二月、内務省主催の有名な三教者会同が行なわれました。これは日露戦争後、

弛緩した国民意識、つまり国家的目標を失つて、分散化、自由化の傾向にある国民思想を健全な方向に導くため、宗教者に協力を要請したもののです。ここには、国民思想の動搖、特に無政府主義の発展に不安をもつた当局者による、宗教利用という一面が確かにみられますが、もう一つの面として、宗教界の進展にてらして、もはやこれまでのような監督取締りの対象としていた態度をあらため、その社会的役割をそれなりに評価しようとする、宗教尊重という面があつたといえます。このように、ことさら宗教に注目し、これに協力を求めるとは、これまでなかつたことであり、この三教者会同後、この種の会合が度々行なわれるようになります。このように宗教の社会的地位が向上し、重要な文化要素として注目されることになりますと、その教育面において果す役割についても、一層、関心を集めることになります。三教者会同の翌年、大正二年には、宗教は、内務省の管轄から、文部省に移されますが、この変化は、明治末期の宗教界の躍進に伴い、すでに宗教が、社会教育を含む広い意味の国民教育において、無視しがたい役割をもつことを承認したものであるといえます。つまり今日の教育基本法でいう「宗教の社会生活における地位は、教育上、これを尊重しなければいけない」ということを認識したものといえます。

しかし依然として、学校においては、官公私立を問わず、訓令十二号のもとに、宗教教育は除外され、その代わりに教育勅語がたてまえ上、学校教育の中心、基本とされておりました。このように学校教育と宗教に関するパターンは、明治二十年代以降、原則的、あるいは制度的には変つていないわけですが、明治末期以降の宗教の社会的地位の向上と、その後の所謂、大正自由主義的な思潮の中で、宗教の社会的教育的役割についてのコンセンサスは、国民思想の中に広く確立していくといえます。大正期の人類主義、普遍主義、自由主義、個人主義等の思想は、その根底において、宗教と密接に結びついており、なんらかの宗教的基盤をもつていたといえます。こうした一般

的文化、思潮の中で、宗教教育を禁止するとはいへ、実際上は学校教育の中にも、教師や教材を通じて、多く宗教が入り込んでいったのですが、自由主義的な時代思潮が、それを黙認していたといえます。現に、大正自由主義教育といわれるものの中には、仏教やキリスト教など宗教と密接に結びつき、その宗教的人間把握、人間洞察に啓発されて、新しい教育理念、教育方法に開眼したケースが多くみられます。このような大正期の文化、思想、あるいは大正自由主義教育思想と宗教との関連については、この程度の抽象的な指摘にとどめておきたいと思いますが、ただここで注目したいことは、明治末期から、客観的な状況の変化もあって、宗教が新しい時代思想を切り拓く積極的な役割を果し、生き生きとした自由主義思想、自由主義教育の基礎づけを与えていたという事実です。大正期における宗教と教育の関係は、以上のように、制度的には学校教育と宗教の分離は変っていないにもかかわらず、実質的には、宗教の影響は大きく、またそれが黙認されていたということができます。

このような大正期をへて、学校教育と宗教との関係で、明らかに従来のパターンに変化が生じて來るのは、大正末年期、正確には十二年九月の関東大震災以降です。第一次大戦後に勃興してくる左翼運動、民衆運動は、大正末年に向つて、当局者の最も頭を痛めた問題でした。すでに十二年六月には日本共産党の第一次検挙が行なわれ、そのような中で、関東大震災が起きました。そこで物質的復興とともに精神的復興をはかるという目的で、十一月国民精神作興詔書が発布されました。それは、「浮華放縱の習」と「軽佻詭激の風」を批判して、教育勅語、戊申詔書の精神に立ち戻ることを強調し、義勇忠孝、忠実勤儉の国民精神作興を求めています。十二月には虎の門事件も起り、翌十三年一月に成立した清浦内閣は、二月に、神道、仏教、キリスト教の代表者をあつめて、国民精神作興、思想善導運動のための協力を要請しました。五月には、米国の排日移民法が成立し、民族的危機感も強まってくるなか

で、十四年ごろから、さかんに教育と宗教の提携を求める声がきかれるようになります。すでに、十二年以降、教育界も、宗教界も、それぞれ独自に、新しい時代の課題に対応してきたわけですが、やがて、両者が協力一致する傾向が現われてきます。そこには、大正年間に宗教界のもたらした、押しも押されもせぬ実績と発言力があるとともに、教育界の側には、形骸化した道徳、修身教育への深い反省がありました。つまり学校における修身教育が真の効果をもつためには、そこに宗教的生命を吹き込む必要があるという意見です。学校の道徳教育に宗教的精神を入れることによつて、当時、深刻に憂慮された物質主義的功利主義的風潮が、真に打破できると考えられました。

ここで注意しなければならないのは、この大正末年から現われる、宗教と教育の提携、学校における宗教教育論には、二重の意味があることです。一つは、大正思想の延長ともいいうべき、宗教的価値を正しく評価して、真の人間教育の基礎とすべきであるというポジティヴな意味合いと、もう一つは、やがてきたる昭和のファシズム思想を先取りして、国民精神作興のため、あるいは左翼、反体制思想に対抗するために、天皇制教育に宗教性を強化し、宗教を利用しようという、ネガティブな発想の二つです。

この両方の思惑が未分化のまま入り乱れて、大正末年から昭和初年にかけ、各種の教育大会、教員大会で、学校における宗教的信念養成の必要を決議しております。また、実におびただしい数の宗教教育に関する書物、雑誌、論文などが出来、また学校における宗教教育の可能性をさぐる、色々な試みが行なわれました。ところで注意すべきことは、そのような宗教界や教育界からくる宗教教育要求、及び両者の提携による実際的な行動などに対しても、文部当局が、訓令一二号をたてに阻止するわけでもなく、なんら干渉を加えず、黙認している事実です。さらにいえば、黙認するだけでなく、そのような気運のたかまりを、巧妙に操作すらしているということです。たとえば、

当時の帝国教育会長、沢柳政太郎は、かつて文部次官までつとめ、政界だけでなく、教育界の動向を左右しうるほどの影響力をもつた人ですが、彼は帝国教育会長として、大正末期から、巧みに宗教教育の気運を作り上げています。沢柳は訓令十二号を公布した時の、当の普通学務局長であり、爾来、学校教育に宗教を入れることを、厳しく戒しめてきた人ですから、その主張の変化は、そのまま社会思想の変化を映しているといえます。

昭和三年六月の日本宗教大会は、訓令十二号の適用について、学校における宗教教育は特定宗教の信仰によらなければ、文部大臣の許可のもとに行なうことができるよう解釈することをはじめとして、師範教育に宗教科を特設すること、教育者の宗教的情念養成のために講習会を開催、奨励すること、教科書に宗教教材を増加すること、国定教科書編纂委員に宗教家を加えること、文部省に宗教教育調査会を設置することなど、六項目を文部省に対しても建議しました。これに答える形で、七月、道府県学務部長会議で、文部省の安藤正純参与官は、口頭で、従来は訓令十二号を狭く解釈し、教育から宗教を排除してきたが、今後はこれを改めて広義に解釈し、宗教上の知識を与える、宗教的情操の涵養を目的とするような、宗教教育はきしつかえないとして、文部省の態度を明らかにしました。この基本方針はその後も引きつがれ、昭和八年一月、宗教的会合のために、小学校の校舎を使用することに関する、三重県知事の問合せに対し、同様の趣旨をもって、文書で回答しています。すなわち、訓令十二号は、特定宗教の教育を禁ずるのであって、通宗教的情操を陶冶することを、少しも拘束するものではないといい、むしろ、道徳教育の徹底を期するには、宗教的情念または情操の涵養をはかることは必要であるとして、訓令の解釈があまり厳格にならないよう指示しています。また九年十月、松田源治文部大臣は、宗教家招待懇談会において、特定宗派の教育は制限するが、通宗教的觀念を養うことは、むしろ思想の動搖をふせぎ、確固たる信念を得させるために望まし

い、と言明しています。昭和期になつて文部当局が、宗教的情操の涵養に対し、このように積極的になつてきたのは、いうまでもなく、大正末年から昂揚してくる、共産主義などの左翼思想対策からありました。左翼運動も昭和初年には、反宗教運動、宗教批判を開始するようになり、これら唯物科学の思想に対し、政府は、非合理、精神主義の宗教をもつて対決させようとしたわけです。この主要な理由に加え、深まる経済・社会的不安の中で、天理教、大本教、ひとのみち教団、生長の家などの新興宗教が成長し、その動きに不安を感じた当局は、これらに対抗させるためにも、政府が公認する神道、仏教、キリスト教の三教の反撃を期待したといえます。

こうした大正末年からはじまる、一連の宗教教育運動の結論として、昭和十年十一月に、文部次官通牒「学校に於ける宗教的情操に関する通牒」が発せられました。これは三月以降、十回にわたつてひらかれた、宗教教育協議会の答申に基づいて出されたもので、「学校に於ける宗教的情操の涵養に関し留意すべき要項」を規定しています。すなわち、第一に、「学校教育は一切の教派宗派教会等に対しても中立不偏の態度を保持すること、第二に、家庭や社会で養われた生徒の宗派的信仰は、原則として尊重すべきであるが、公序良俗を害う迷信は、打破につとめること、第三に、人格陶冶のため、学校教育を通じて、宗教的情操涵養を図ることは極めて必要であるが、学校教育はもとより教育勅語を中心として行われるべきものであるから、これと矛盾する内容、方法をもつて宗教的情操を涵養することがあつてはならないこと、この三点を柱として、他に八項目の細かい留意事項をあげております。こうして学校における宗教教育、あるいは訓令十二号の解釈について、昭和十年になつて初めて正式の結論がだされ、宗教的情操の涵養が奨励されるようになつたのですが、しかし、それは遅きに失し、その時、すでに本来の宗教教育は、行なわれえない状況になつていたということができます。というのも、宗教教育を求める声が高まつてしま

た大正末年からみて、社会思想は、昭和初年以降大きく変化し、当初、学校における宗教教育を求めた、良心的な宗教教育論者の意図は次第にうらぎられていつて、昭和期になると、大正期に考えられたものとは、似ても似つかぬ宗教教育が幅をきかせるようになつていていたからです。昭和六年の満州事変以降、軍部の発言力は強まり、国家が戦時体制に進むとともに社会思想は急激にファッショ化していきました。この「学校に於ける宗教的情操に関する通牒」が出された昭和十年といえば、政府が国体明徴を声明し、一月前には、教学刷新評議会が組織されて、国体、日本精神に基づく教学学問の涵養創造という復古的な教学体制が着々進行しつつありました。こうした日本教育の実質的な方向転換の中では、人格の陶冶のための宗教的情操の涵養といつても、空虚な言葉だけで、実際上は、日本の教育を丸ごと包んで動かしてゆく、天皇制ファシズムの教育に吸収されるものしかありませんでした。通牒の第三点に明示されていたように、学校教育はもとより、教育勅語を中心として行なわれるべきものでありましたから、これと矛盾する内容や方法の宗教教育は、初めから許されないのでした。こうして学校における宗教的情操の涵養は、事實上、骨抜きにならざるをえず、骨抜きにされたばかりでなく、さらに国体明徴の教育を補強する役割すら果したといえます。当時、宗教界は、社会思想の変化の中で、ほとんど独自の主張や批判精神を失い、国策に協力するかたちで、それ自身著しく日本主義化を進めていました。ですから当時、一宗一派に偏らない一般的な宗教的情操、信念の養成といえば、それは、日本主義、国体精神に統合され、うすめられ、一般化した宗教意識でしかなかつたわけです。惟神の道、国体精神が、諸宗諸思想の対立を越え、これを融合調和する道として、自己を主張する一方において、キリスト教は国体にあわない宗教として次第に排除され、仏教の教義も、国体に合致する部分だけが採用されて、それ以外は切り捨てられてゆくという、取捨選択が進行していました。このように諸宗が、

実際上、国体観念のもとに位置づけられてしまった状況では、そこに行なわれる宗教教育は、すでに、多分に国体化もしくは神道化した宗教教育でしかなかつたわけです。そしてこれを逆からいえば、国体教育すなわち、従来の教育勅語を中心とする修身教育が次第に、宗教教育化する過程にほかならなかつた、といえます。こうして大正末年から起つてきた、宗教教育運動がもたらしたものは、従来の皇室尊崇、神社崇敬などの道徳教育、擬似宗教教育に、決定的に宗教的性格を与えたことでありました。いいかえれば、国体教育は、その過程で諸々の宗教からその宗教的普遍性絶対性をはぎとつて、自ら最も合法的な宗教教育として、学校教育の中に、位置を占めていったということができます。

以上のように、戦前までの宗教と教育の関係について、私なりの視点でまとめてみたわけですが、その全体を通じて示される、いくつかの問題点について、考えてみたいと思います。

第一は、近代日本の教育の中には、最初の問題意識としてもあげましたように、宗教精神が正しい意味で生かされることができなかつた、従つてその教育は、総じて世俗的、現世的、実用的な教育であつたということです。もちろん個々の例をとれば、深い宗教的洞察に基づく、生き生きとした人間教育理念に支えられた教育もありますが、官公立だけでなく、私学の教育すら一般的にいって、画一的な国家の教育であつたといえます。これには、色々な理由が考えられます。一つの理由として、近代以前も近代以後も、宗教の力が弱かつたことがあげられます。教育に深い関心をもち、教育にすぐれた理念的基礎を与えた伝統を、日本の宗教はもたないといえます。欧米の場合、教育は、国家権力と宗教勢力との間にあつて、両者のカウンター・バランスの中で、国家の思うままにもならず、か

といつて一種の宗教的独善に害されることもなく、ある健全さを保ちえていると思うのですが、日本の場合、宗教からの根本的批判が欠けているうえ、公教育が始まから国家の強い監督のもとにおかれただめ、人間を中心とした教育というより、国家を中心とした教育という性格をもたざるをえなかつたと思います。あらゆる宗教が常に自由主義勢力でありうるか、どうかは問題としても、この近代日本における特殊国家的な教育に対し、真に自由な主体の確立を目指す、宗教に根源をもつレベルの高い教育理念が求められるのではないかと思います。

第二に、以上の歴史からみて問題と感じられることは、天皇制と結ぶ神道勢力と、それ以外の宗教勢力との関係です。これは国家と宗教の関係とも関連があるのですが、近代日本の場合、国家が単なる世俗国家ではなく、神道と密接に結びついていたため、そこには、神道という民族宗教あるいは習俗と、それ以外の普遍宗教、という、質のちがう宗教間の問題が、宗教と教育の関係にも複雑にからんでいるといえます。果して近代日本の教育は、第一点で指摘したように、世俗的国家によつて行なわれた、ほんとうに非宗教的、世俗的教育であつたのかというと、実は、特定の、極めて閉鎖的な民族的宗教と結びついた、宗教教育であつたともいえるのです。私達にとつて神道とは何かという、日本の共同体的宗教意識の問題と内在的にかかわる、近代教育の一つの重要な問題が、ここにも潜んでいるように思われます。

このように近代日本の教育を、宗教との係わりでみてきますと、その教育の一般的特質が浮び上つてきます。しかし、厳密にいうと、この百年の教育が、ずっとそうした性格のものであつたわけではありません。本稿では、特に、明治末年から大正期、そして大正末年から昭和期にいたる二つの時期における、国民教育と宗教との関係に焦点をあててみましたが、この二つの時期は、それぞれきわだつて対照的な特徴を示しています。すなわち、明治

末期から大正期にかけて宗教は、時代思想、文化、そして国民教育を、プロダクティヴに推進、展開させる役割を果しています。ところが、大正末期から昭和期における宗教は、主観的な意図はともかく、客観的には、むしろ反体制思想を撲滅する道具として使われ、天皇制ファシズムを精神面から補強する役割を果しました。この観念性、反動性は宗教に不可避的な性格なのでしょうか。明治、大正、昭和期における宗教と国民教化との関係を学ぶことは、宗教のもつポジティブな可能性と、ネガティブな危険性を私達に示唆します。宗教運動の興隆、宗教教育論の活発化という現象の中には、必ずしも無条件に肯定することのできない、内容的な問題性も含まれていることに、注意しなければなりません。これが私の指摘したい第三の問題です。

最後に、宗教教育についてですが、以上述べたところから、宗教教育の問題が、単に学校教育の中ではおさえきれない、社会的、歴史的な問題の広がりをもつてていることがわかります。またそこには、欧米における宗教教育の問題とは、必ずしも同様に扱うことのできない、違った要素があるようと思われます。教育と宗教との関係づけ、特に学校における宗教教育を考える場合、どのような宗教のあり方が真に日本の教育に求められているか、国家や教育と伝統的な関係を有する、民族宗教（習俗）である神道との対応、宗教に絶えず付随する反動的性格、などの諸問題を考慮しながら、もつとつ込んだ議論が必要なのではないかと思います。

## 近代日本の教育における宗教の意義に関する覚え書

### 関連年表

#### 第一期

明治初年 神道国教化政策

#### 第二期

明治五（一八七二）年九月五日 「学制」頒布

六（一八七三）年二月二十四日 切支丹禁制の高札を撤去

三月十三日 神官僧侶に、社寺内における小中学校の開設を促す

三月十八日 「学制二編」頒布（神官僧侶学校のことなど）

五月十四日 神官僧侶学校における教旨の講説を制限

六月十四日 キリスト教の宣教師を学校教師として雇つてはならないこと

八月二十八日 教導職の学校教師兼勤を禁止

九月十五日 神官僧侶学校に関する条章を削除

#### 第三期

明治十二（一八七九）年 「教学大旨」

二十三（一八九〇）年十月三十日 「教育に関する勅語」発布

二十四（一八九一）～二十八（一八九五）年 「教育と宗教の衝突」論争

三十二（一八九九）年八月三日 「一般の教育を宗教の外に特立せしむる件」につき訓令

#### 第IV期

明治三十四年（一九〇一）～三十六（一九〇三）年 「精神主義」運動

三十七（一九〇四）～三十八（一九〇五）年 日露戦争

三十八年十月 沢柳政太郎、『教師論』において「教師と宗教」について述べる

十二月より 谷本富、宗教教育論を唱える

四十五（一九一二）年二月二十五日 三教者会同

大正一（一九一三）年六月十三日 宗教局を内務省より文部省へ移管

#### 第V期

大正十二（一九二三）年六月五日 日本共産党第一次検挙

九月一日 関東大震災

十一月十日 国民精神作興に関する詔書発布

十二月二十七日 虎の門事件

## 近代日本の教育における宗教の意義に関する覚え書

十三（一九二四）年二月十九日 清浦内閣、三教代表者に、国民精神作興、思想善導のための協力要請

五月二十六日 米国の排日移民法成立

十四（一九二五）年（昭和二（一九二七）年） 各種教育大会で学校における宗教教育の必要を決議  
昭和三（一九二八）年六月 日本宗教大会、文部省に宗教教育に関する建議

七月 道府県学務部長会議で、宗教教育に関して文部省の方針を表明

六（一九三二）年九月十八日 满州事変起る

八（一九三三）年一月十二日 訓令十二号の解釈に関し三重県知事宛申達

九（一九三四）年十月十三日 松田源治文相による宗教家招待懇談会

十（一九三五）年十一月十八日 教学刷新評議会設置

十一月二十八日 「学校に於ける宗教的情操涵養に関する通牒」

第VI期

戦後

（本稿は、一九七九年十二月一日、比較思想学会研究例会における報告に加筆したもののです。）